

## 令和8年度啓発活動推進事業実施要綱

1. 目的 食品、食生活その他「食」に関し、国民一般向けに行う講演会等において、名誉フードスペシャリストを招請する場合、その費用の一部を協会が助成することにより、国民の「食」に対する正しい理解を深め、国民の健康で豊かな食生活の確保に寄与することを目的とする。
2. 対象事業 国民一般向け講演会、シンポジウム、講習会に相当する事業（聴衆の主体が大学教員や大学院生・学生で占められるような学術的色彩の濃い事業、専ら医療上の視点から栄養問題を取り上げる事業を除く。）とする。
3. 助成件数 原則として、予算の範囲内で、応募企画の内容等を勘案して助成件数を決定する。
4. 助成額 助成額は、事業費の1/2以下とし、1件当たり10万円を上限とする。
5. 助成対象 名誉フードスペシャリスト招請して行う講演会等に要する費用（広報費、講師謝金、旅費、資料印刷費、会場費、材料費等）の一部を助成対象とする。
6. 応募資格 教育機関・団体をはじめ本事業を適正に実施できる者とする。
7. 応募期限 令和8年3月3日（火）までとする。
8. 応募書類 令和8年度啓発活動推進事業申請書（別記様式）
9. 審査 学識経験者からなる審査会で審査を行う。
10. 報告 指定様式（別記様式2）により報告書を作成し、事業実施後1ヶ月以内に当協会に提出する。
11. その他留意事項 事業の開催に使用するパンフレット等には、当協会の後援等を明示する。

（注）名誉フードスペシャリストとは、フードスペシャリストが目指す目標像となる、「食に関する専門的、総合的知識と技術を有し、食品産業に貢献した者」、「食についての明確な情報を広範に提供することにより、国民の食生活の向上に顕著な功績をあげた者」に対し、公益社団法人日本フードスペシャリスト協会が顕彰、表彰し、名誉フードスペシャリストの称号を授与した者をいう。